

[低入札価格調査制度の概要]

(平成30年8月1日改定)

1. この制度は、地方自治法第234条第3項及び同法施行令第167条の10第1項に基づき、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みにかかる価格によっては、契約内容に適合した履行がなされるかどうかを調査審査し、落札者を決定する制度である。
2. 調査基準価格を定めている。
3. 失格基準価格を定めている。失格基準価格を下回る価格によって入札した者は失格とする。
4. 予定価格の範囲内で、全ての者が調査基準価格以上の価格でもって入札した場合、最低の価格で入札した者を落札者と決定する。
5. 調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、入札を「留保」として終了し、すみやかに提出された設計書等調査のうえ、落札者が決定した時点で、全者に連絡する。
6. 調査基準価格を下回った入札を行った者を落札者と決定した場合には、当該落札者は契約の内容に適合した履行をする旨等の誓約書（様式14号）を提出しなければならない。
7. 入札説明書等配布時に配付する工事内訳書総括表に、自社の入札一番札と同額の積算額を記入し、必ず入札時に提出すること。提出しない者は、入札に参加することができない。入札辞退扱いとするので、入札辞退届を提出しなければならない。
提出しない場合は、失格とし、**次回の入札を含め三工事入札を指名回避扱いする。**
なお、提出された工事内訳書総括表は入札時の調査資料とし、返却しない。また、上記工事内訳書総括表は、以後の工事内容の変更時等の積算資料とはしない。
 - (1) 入札時間は厳守する。なお、入札時間に間に合わない場合は、入札辞退扱いとするので、入札辞退届を提出しなければならない。
8. 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 - (1) 調査基準価格を下回った入札を行った者が、入札一番札の金額と同額の設計書を入札後すぐに提出しなければならない。
なお、設計書が提出できない場合は、落札辞退扱いとするので、落札辞退届を提出しなければならない。**次回の入札を含め三工事入札を指名回避扱いする。**落札辞退届を提出しない場合は、失格とし、**岬町建設工事等指名停止要綱第2条「落札したにも**

かかわらず、契約を締結しなかったとき。」の規定を適用し、1年間指名停止処分する。

- (2) 調査基準価格を下回った入札を行った者が、自ら、落札辞退届を提出した場合には、次回を含め三工事入札を指名回避扱いする。

9. 調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札担当者が指示する調査資料を速やかに提出すること。

提出しない場合は、落札辞退扱いとするので、落札辞退届を提出しなければならない。

次回の入札を含め三工事入札を指名回避扱いする。

落札辞退届を提出しない場合は、失格とし、岬町建設工事等指名停止要綱第2条「落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき」の規定を適用し、1年間指名停止処分する。

○提出を求める調査資料

- 1 当該価格で入札した理由
- 2 手持ち工事の状況（対象工事現場付近及び対象工事関連）
- 3 配置予定技術者名簿
- 4 対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- 5 手持ち資材の状況
- 6 資材購入先一覧
- 7 手持ち機械の状況
- 8 労務者の確保計画
- 9 工種別労務者配置計画
- 10 過去に施工した公共工事名及び発注者
- 11 建設副産物の搬出地
- 12 その他必要な見積書等関係資料

10. 最低入札者が落札辞退した場合で、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、8.以降と同様の手続きをする。